

会報6月号目次 と 働き方改革講演会参加案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

[西尾労働基準協会ホームページ](#)



「会報」

- ◇ 令和5年安全週間 署長メッセージ
- ◇ 令和5年度 安全週間実施要項（愛知局版）
- ◇ 令和5年賃金構造基本統計調査の実施について
- ◇ 監督署の窓 令和5年度労働保険年度更新について
- ◇ 災害統計4月 ◇愛知県◇西尾市 小売業、社会福祉施設で増加

「お知らせ」 詳細はHPで確認ください

第14次防の重点は、安衛法の大きな分岐点と言われる自律的安全管理 一部義務化で今後拡大
→協同活動を開始 当面9月までの関連イベントをご連絡します

- 4月号 ◆14次防 ◆推奨するやり方 西尾モデル
- 5月号 ◆義務化の化学物質管理者選任時研修会スタート 化学物質の西尾モデルも紹介
◆6月14日リスクアセスメントセミナー 安全週間説明会 参加募集
- 今月6月号 ◆自律的・第82回全国労働安全衛生大会in名古屋 参加募集
- 7月 ◆危険源を調査してますか 相互確認会 監督署長交えての意見交換
◆西尾モデルを事例でご説明 安全管理者選任時研修会7月21日 残6席
- 9月 ◆西尾モデル事例DVDを全国衛生週間説明会9月21日で配布 会話ツールに

- ◇ 【参加案内】 第82回全国産業安全衛生大会in名古屋9月27～29日
西尾2社の特別報告は9月29日午後から
- ◇ 【情報提供】 働き盛りの健康づくり応援情報
- ◇ 【参加案内】 働き方改革講演会 6月7日にアップ予定(下記申込みへ

SDGs達成にも繋がる働き方改革講演会 参加案内

前略 昨年中止となった講演会の再開催です。建設業への規制開始を背景に企画しますが
多くの業界の方にも参考となる全国活動事例紹介を含む講演会です。是非参加ください。
詳細は6月7日にアップする『お知らせ』で確認願います。

- 【タイトル】 人口減少社会における企業の長期安定的な存続を目指して
- 【講師】 (株)ワーク・ライフバランス 村上健太氏
- 【日時】 令和5年7月28日(金) 13:30～17:00
- 【場所】 西尾駅前コンベンションホール ルーム1と2

【申込】 メール返信で緊急時の連絡が迅速にとれるWEB申し込みにご協力ください
ただし WEB申し込みが難しい場合は 下記に記入してFAX願います。

西尾労働基準協会 行 FAX(0563)56-0244 令和5年 月 日

7月28日働き方改革講演会に 出席します *参加希望の事業所のみFAXください

事業所

役職・氏名

全国安全週間を迎えるにあたって

西尾労働基準協会及び会員事業場の皆様には、日頃より職場の安全衛生水準の向上のため、様々な安全衛生活動を展開しておられますことに深く敬意を表しますと共に労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来「人命尊重」という基本理念の下「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

本年度も「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」のスローガンの下、令和5年6月1日から同年6月30日までを準備期間、令和5年7月1日から7日までを本週間として全国で展開されることから、労使が協調して労働災害防止対策を推進していくことが求められます。

また、本年は、「第14次労働災害防止推進計画」がスタートする年となります。愛知労働局では、「自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現すること。」を計画が目指す社会として、「安全経営あいち®」の推進を掲げ、重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進など、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進していくこととしています。

岡崎労働基準監督署西尾支署管内の労働災害発生状況は、令和4年中に死亡災害が1件発生し、死傷災害は182件（新型コロナウイルス感染症関連除く）と令和3年に比べて19件の増加となっており、令和5年につきましても、3月末時点での休業4日以上死傷災害が前年同月比で若干増加している状況となっており、予断を許さない状況となっています。

働く人々の安全確保対策については、関係者が一体となり、一人一人が安全に対する意識を高めて労働災害防止活動に取り組むことが必要となります。関係者が現在取り組んでいる安全衛生活動を今一度見直し、実効性のある安全活動を行っていただくようお願いいたします。

最後になりますが、全国安全週間の取り組みを契機に、事業場の皆様の安全意識の高揚が図られ、安全管理水準がより一層向上することを祈念して、全国安全週間を迎えてのごあいさつとさせていただきます。

岡崎労働基準監督署西尾支署長 杉本涉

令和5年度 第96回
全国安全週間

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場



「安全経営あいち®」及び「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴは、愛知労働局の登録商標です。

- 安全経営あいち：名称（登録番号第 6662349 号）、ロゴ（登録番号第 6662347 号）
- あいち安全経営本舗：名称（登録番号第 6662350 号）、ロゴ（登録番号第 6662348 号）



● 愛知労働局及び管下労働基準監督署は、「安全経営あいち®」の推進に当たり、「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴを使用して参ります。

令和5年度 第96回 全国安全週間

目次

■ 第96回 全国安全週間を迎えるにあたって／愛知労働局長 代田 雅彦	3
■ 令和5年度 全国安全週間実施要綱	4
■ 令和4年 愛知の労働災害発生状況	6
1 労働災害による死傷者の発生状況	6
2 死亡災害の発生状況	7
3 高齢労働者における労働災害発生状況等	8
4 外国人労働者における労働災害発生状況等	9
■ 安全衛生に関するトピックスのご案内	10
● 新たな化学物質管理等について	10
● 石綿ばく露防止対策を徹底しましょう	10
● 熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	10
● 愛知労働局「第14次労働災害防止推進計画」の概要	11
■ 安全経営あいち® リスクアセスメントを通じPQCD/SMEはひとつにできる。	12
	13
■ 安全経営あいち賛同事業場制度概要	14
■ のぞいてみよう企業価値向上実例集・安全経営あいち推進大会2023のご案内	15
■ リスクアセスメント出前講座のご案内	16

第96回 全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 代田 雅彦

令和5年度の全国安全週間は、「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」をスローガンに、6月1日～30日を準備期間として、7月1日～7日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で96回目を迎えます。この間、産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組を通じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

2022年度末をもって満了した愛知労働局の第13次労働災害防止推進計画期間においては、「危なさ向きあおう」をキャッチフレーズに、正しいリスクアセスメントの推進に取り組んでまいりました。年間の死亡者数については、2021年は統計開始以来最も少ない26人を記録し、2022年も37人と、2年連続して同期間における目標として設定した40人を下回るようになっていますが、なお多くの尊い命が奪われている状況にあり、引き続き正しいリスクアセスメントの推進に取り組んでいく必要があると考えております。

先般、今年度より2027年度までの5か年を計画期間とする第14次労働災害防止推進計画を策定いたしました。同計画を策定するに当たり、働く方々が、安全と安心のほか、やりがいや生きがいをこれまで以上にもてること、そして、経営トップにおける安全衛生へのコスト意識が払しょくされ、生産性や企業価値の向上が意識できるようになることが課題であると認識したところです。

このため、第14次計画においては、「自律」と「ポジティブ」をキーワードに据え、①リスクアセスメントの正しい理解を通じて、自らが評価して自らが選択する「自律」、②重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進などへ結びつける「ポジティブ」な安全衛生管理を、促進することにより、企業、社会のウェルビーイングへと繋げていくこととしています。

この理念をより多くの事業者の皆様にご理解いただくため、「安全経営あいち®」を愛知労働局として商標登録したところであり、賛同事業場制度の運用を進めてまいります。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、自律的でポジティブな安全衛生管理に向けた取組を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

令和5年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。

- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協 力 者 へ の 依 頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実 施 者 が 準 備 期 間 中 及 び 全 国 安 全 週 間 に 実 施 す る 事 項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実 施 者 が 継 続 的 に 実 施 す る 事 項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS(安全データシート)等により把握した

危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記10(1)～10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

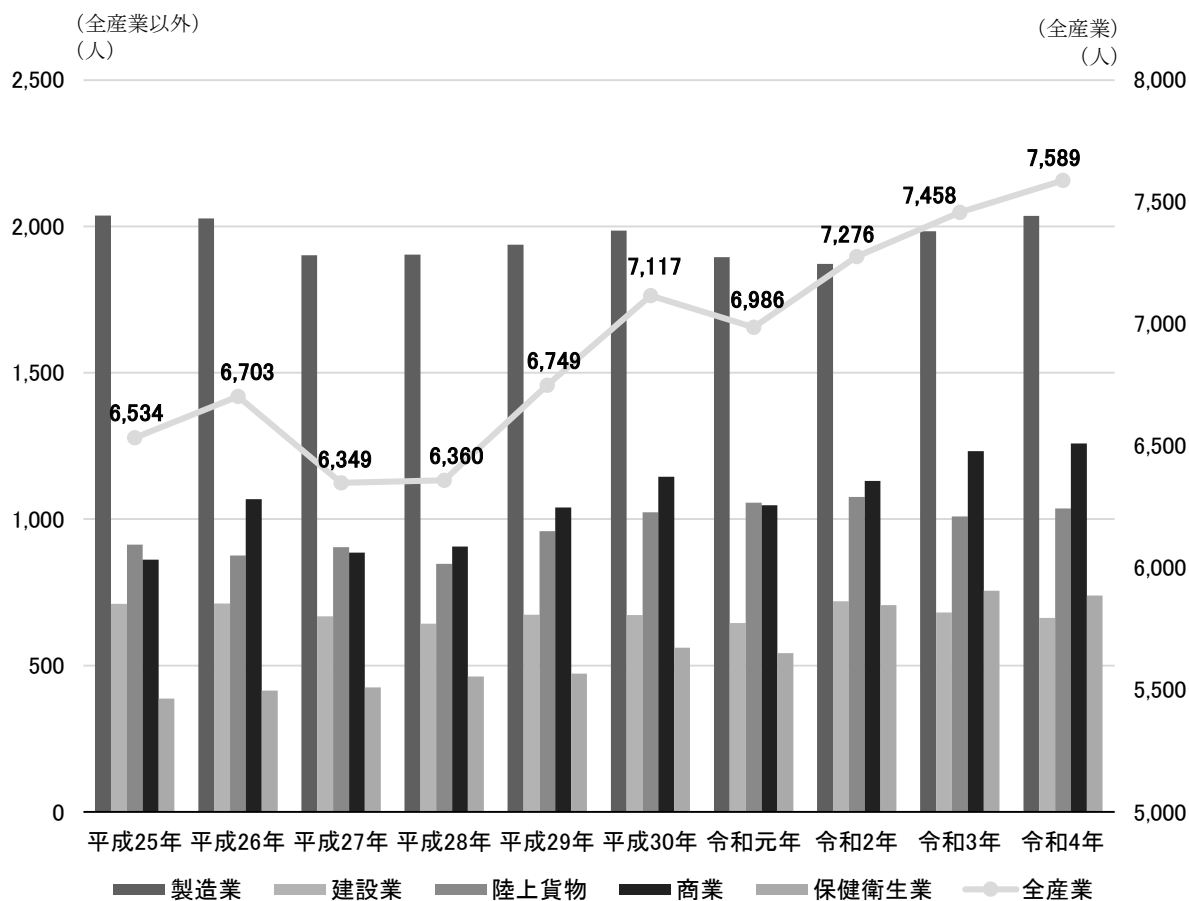
令和4年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、令和元年に一旦減少したものの再び増加傾向にある。令和4年の愛知県内における労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上、以下同じ。）は7,589人で、対前年比131人（1.8%）の増加となり、過去10年間で最大となっている。

※新型コロナウイルス感染症を除く

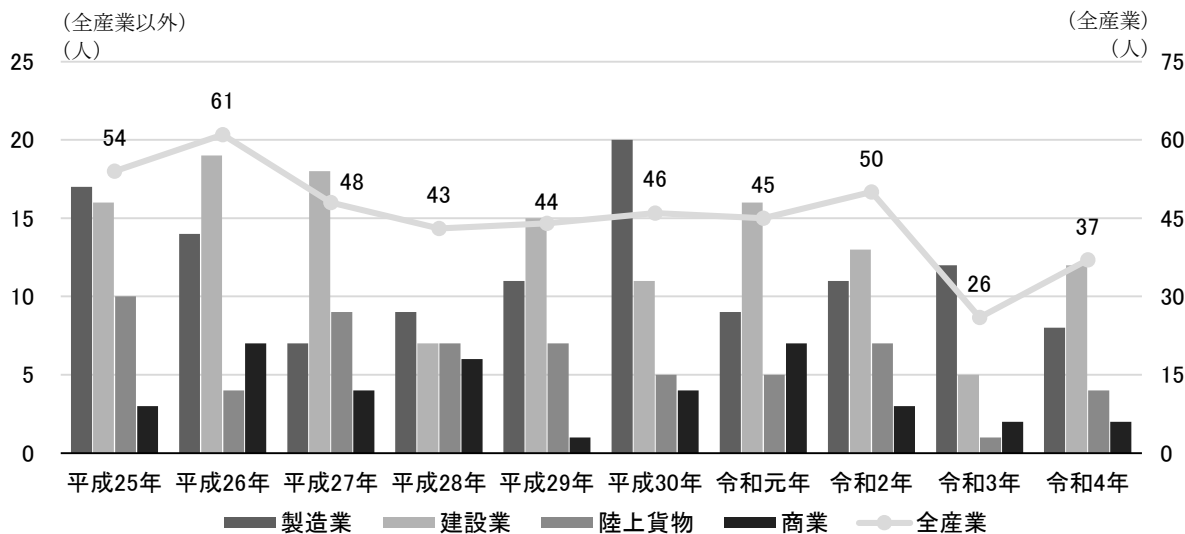


	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
製造業	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,872	1,983	2,036
建設業	711	712	668	643	674	673	645	720	681	663
陸上貨物	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,076	1,009	1,037
商業	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048	1,131	1,232	1,259
保健衛生業	387	414	425	463	472	561	542	706	756	739
全産業	6,534	6,703	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,276	7,458	7,589

単位：人

2 死亡災害の発生状況

令和4年の愛知県内における死亡者数は37人で、対前年比11人の増加となった。



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
製造業	17	14	7	9	11	20	9	11	12	8
建設業	16	19	18	7	15	11	16	13	5	12
陸上貨物	10	4	9	7	7	5	5	7	1	4
商業	3	7	4	6	1	4	7	3	2	2
全産業	54	61	48	43	44	46	45	50	26	37

単位：人

2-1 死亡災害の概況

令和4年は、令和3年より11人の増加となった。

令和4年の死亡災害について、令和3年と業種別で比較すると、製造業が12人から8人へ減少したが、商業は2人と昨年と同数となり、建設業が5人から12人、陸上貨物運送事業が1人から4人へ増加した。

製造業と建設業（災害件数上位2業種）で死亡災害の半数以上を占めている。

2-2 事故の型別の発生状況

令和4年の死亡災害を事故の型別でみると、「墜落・転落」9人、「交通事故（道路）」7人、「飛来、落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」それぞれ5人であった。

この4つの型で70.3%を占めている。

2-3 年齢別の発生状況

令和4年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20歳代で2人、30歳代で4人、40歳代で5人、50歳代で11人、60歳代以上で15人発生している。

50歳以上の中高年齢労働者で70.3%、60歳以上の高年齢労働者で40.5%を占めている。

2-4 経験年数別の発生状況

令和4年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が6人、5年以上10年未満が7人、10年以上15年未満が4人、15年以上20年未満が4人、20年以上が14人であった。

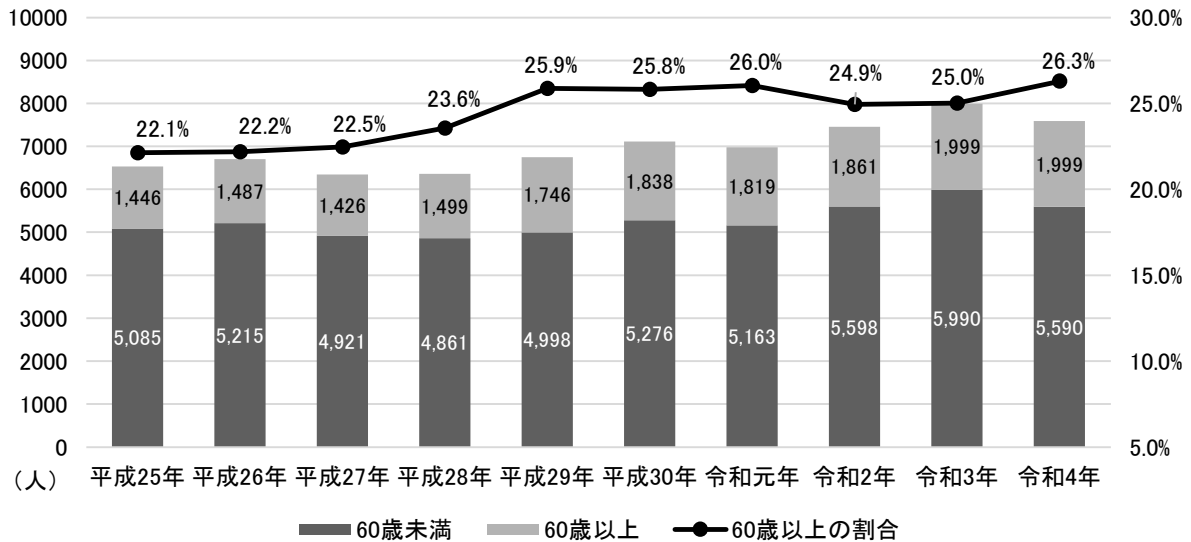
経験年数10年以上が59.4%を占め、経験年数の浅い被災者（5年未満）が50.0%を占めた令和3年の統計とは対照的な結果となった。

3 高齢労働者における労働災害発生状況等

3-1 労働災害発生状況の推移

死傷災害に増加傾向がみられる 60 歳以上の高齢労働者の死傷災害の発生状況をみると、令和 4 年は 1,999 件となっており、全体の 26.3%を占めていて、60 歳以上の災害発生件数自体に減少傾向は見られていない。特に平成 29 年を境に災害発生件数も割合も増加している。

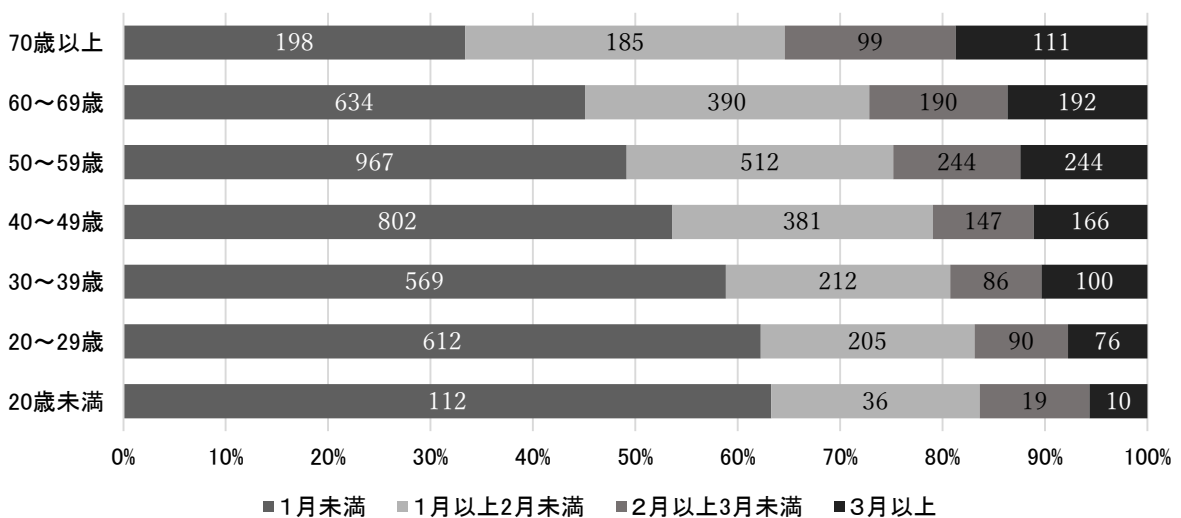
高齢労働者の労働災害発生状況の推移



3-2 年齢別休業期間

令和 4 年における被災労働者の年齢別休業見込み期間は以下のとおりであった。年齢が上がるとともに、休業期間が長くなる傾向が見られ、60 歳以上の高齢労働者においては、休業 1 月以上の割合は 58.4%となっている。

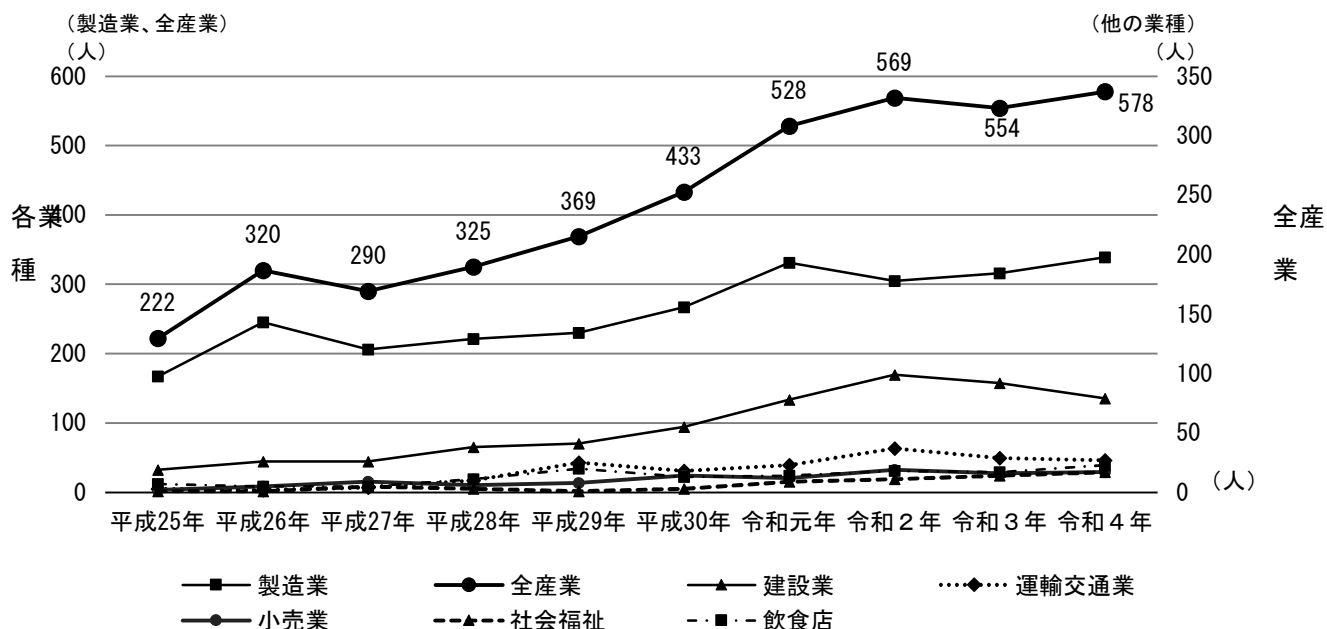
年齢別休業見込み期間の割合(令和4年)



4 外国人労働者における労働災害発生状況等

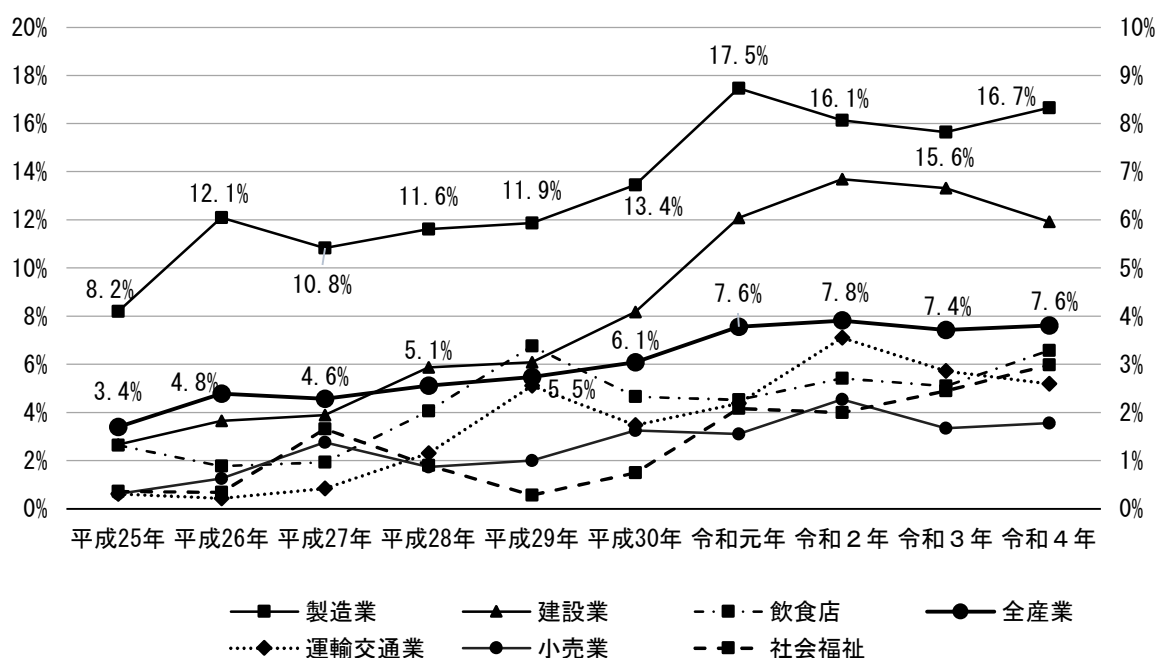
4-1 業種別発生状況の推移

令和4年の外国人労働者の死傷者数（休業4日以上）は578人となっており、平成25年と比べ、356人（160.4%）増加した。特に製造業での件数が多く、また建設業では増加傾向にある。



4-2 労働災害のうち外国人の割合の推移

労働災害による死傷者数（休業4日以上）のうち外国人労働者が占める割合は、令和4年では、全体の7.6%（平成25年：3.4%）を占めている。また、製造業では16.7%を占めており、平成25年と比べると8.5ポイント増加した。



(上段、4業種 左軸表示)

(下段、3業種 右軸表示)

新たな化学物質管理について
(令和4年2月24日・5月31日公布/令和4年5月31日等から順次施行)

■ 労働安全衛生規則等の改正が行われ、化学物質管理の仕組みが、特化則、有機則等に基づく個別具体的な規制から、自律的な管理を基軸とする規制へ大きく転換されることとなりました。



■ 改正規則等は順次施行されています。令和5年4月より、下記事項等が施行されていますのでご留意ください。

- 労働者のばく露の程度を最小限度にする措置の実施
- 衛生委員会付議事項の追加
- リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存
- 皮膚等障害化学物質への直接接書の防止（努力義務部分）
- 事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化
- 特殊健康診断実施頻度の緩和

■ さらに令和6年4月より、必要な事業場において、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任等が義務化されますのでご留意ください。

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chemical_management.html



石綿ばく露防止対策を徹底しましょう
(令和2年7月1日ほか公布 改正・石綿障害予防規則等について)

■ 令和2年7月から、石綿等の使用の有無の調査（事前調査）の強化等を内容とした、石綿障害予防規則の改正が数次にわたり行われ順次施行されています。主な改正点は下記のとおりです。改正点に十分留意し、石綿ばく露防止対策を徹底しましょう。

- 事前調査の必要な範囲の拡大（小規模な改修作業も含め、原則全ての解体・改修工事が対象に）
- 事前調査の方法の改正（設計図書等の文書確認と目視による確認の両方が原則に）
- 事前調査の記録の保存等（所定事項を記録の上、調査終了日から3年間保存が必要に）
- 事前調査結果報告の開始（一定規模以上の解体・改修工事は、電子システムによる報告が必要に）
- 建築物・工作物・船舶の事前調査及び分析調査を、知識等を有する者に行わせること

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



■ 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせてパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。

■ 令和4年、愛知労働局管内では、46件の熱中症が発生しました。熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。パンフレットを参考に、熱中症の根絶を目指しましょう。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html



「第14次労働災害防止推進計画」の概要

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会	・自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現する。
(2) 計画期間	・2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。
(3) 計画の目標	・愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

2 重点事項ごとの具体的取組



- 計画のねらい
- ・自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
 - ・働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現

項目	主な内容	
(1) 「安全経営あいち®」の推進	ア 「安全経営あいち賛同事業場制度（仮称）」の運用による機運醸成	・「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。
	イ +Safe 協議会等の運用による第三次産業対策	・小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「+Safe 協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。
(2) 重篤な労働災害の防止	ア リスクアセスメントの普及促進	・「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。 ・「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。
	イ はさまれ・巻き込まれ災害防止等を重点とした製造業対策	・製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。 ・「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。
	ウ 墜落・転落災害防止を重点とした建設業対策	・建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。 ・工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びDXの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。
(3) 総合的な健康対策	ア 労働者の心身の健康確保のための総合的対策	・労働安全衛生法に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。
	イ 化学物質及び粉じんによる健康障害防止対策	・化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。
	ウ 石綿による健康障害防止対策	・令和2年等に改正された石綿障害予防規則（事前調査の適切な実施・報告等）の遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。

・行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生の動向（転倒災害、腰痛等）を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供できるよう努める。

安全経営あいち[®]

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

経営者に必要な視点として、いわゆるPQCDSMEの7つがあり、これらはどれ一つも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできません。

一方、安全と、生産性・品質・原価・納期等は、互いにトレードオフの関係にあるとする根強い誤解があります。

リスクアセスメントを通じて現場の実態を把握し、管理向上させることは、安全性の向上はもとより、生産性、品質、原価、納期、士気、環境を同時に向上させること、さらには企業価値をも向上させることに繋がります。

安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法が、「安全経営あいち[®]」です。



愛知労働局は「安全経営あいち[®]」を提唱します。

危なさと正しく向きあおう

「安全」は、国際的に『許容できないリスクがないこと』（ISO / IEC ガイド 51：2014）と定義されています。これを実現するためには、「リスク」すなわち「危なさ」をひとつおき調べて層別、整理することが必要です。その上で、許容できない「危なさ」については、対策を講じて度合いを下げ、なお残留する「危なさ」は、付き合わざるを得ないことを承知して、管理下に置くべきです。愛知労働局では、このように、危なさと正しく向きあおうことを提唱し、危なさを調べ、整理するための最も合理的なツールとして「リスクアセスメント」の普及、促進を図ってきました。

「リスクアセスメント」による調査の一体化


「リスクアセスメント」は、「危なさ」の根源である「危険源（ハザード）」と「作業員」の関わりを合理的に調べる手段です。その過程で、作業員がどのような作業をしているかを調べることとなります。

職場には、不具合処理の作業など、現実には作業員しか知らない作業が多くあります。それらは言い換えれば管理されていない作業であり、作業手順なども十分検討されたことがないものがほとんどです。またそれら管理されていない作業の際に、労働災害発生リスクが高まる場合が多く、さらに同じタイミングで、生産性低下、不良発生、環境負荷の高まりなどが起こっていると考えられます。

リスクアセスメントは、突き詰めると、現場の実態を把握するためのツールと言えます。生産性管理、品質管理、環境管理など、いずれを進める上でも現場の実態把握は欠かせません。そして現場はひとつしかないのですから、実態把握の調査も一体化されるべきです。リスクアセスメントは、これら現場の調査を一体化できるツールです。

安全経営あいちへ

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできます。安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法、「安全経営あいち」にご賛同ください。

 「安全経営あいち®」及び「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴは、愛知労働局の登録商標です。

- 安全経営あいち：名称（登録番号第 6662349 号）、ロゴ（登録番号第 6662347 号）
- あいち安全経営本舗：名称（登録番号第 6662350 号）、ロゴ（登録番号第 6662348 号）



◀「危なさと向きあおう」の解説はこちら。



◀「リスクアセスメント出前講座」の詳細はこちら。



 安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。
 ◀詳細はこちら。

「あいち安全経営本舗®」とは



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署は、「安全経営あいち®」の推進に当たり、「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴを使用しております。

目的

- 「安全経営あいち[®]」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち[®]」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち[®]」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

受付期間

- 令和9年度までを予定しています。

賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち[®]」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。

なお、過去に「愛知労働局 リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。

賛同の方法

- 所定の申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち[®]」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。



 安全経営あいち[®]
リスクアセスメントを業UPQC/OSMEはひとつである。

◀ 詳細はこちら。

のぞいてみよう

企業価値向上実例集

緑十字展2023in愛知

【同時開催】第82回全国産業安全衛生大会in愛知

9月27日→29日ポートメッセなごや

動く人々の安全・健康確保から
企業、社会のWell-beingへ



■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/ryokujyujiten.html

安全経営あいち 推進大会2023

リスクアセスメントを通じて PQCDSME は一つにできる

第2話 出会（つながり）

日時：2024年1月23日（火）13:30～16:00

会場：日本特殊陶業市民会館フォレストホール
名古屋市中区金山一丁目5番1号

参加費：無料

プログラム（予定）

- ・プロローグ
- ・主催者挨拶
- ・基調講演
- ・会場一体型パネルディスカッション
- ・大会宣言
- ・エピローグ

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_forum2023.html





リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

	集団受講（概ね 10 事業場以上）	WEB 単独受講（1 事業場ごと）
受講要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働局または労働基準監督署の担当者が会場に出向き、リスクアセスメント等について説明します（講師料不要）。 ■ 講義内容への質問に担当者が応答します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込みいただいた事業場に、URL を通知します。リスクアセスメント等についての説明動画を、WEB にてご覧いただけます（料金不要）。 ● 講義内容への質問は行えません。
受講準備	<ul style="list-style-type: none"> ■ リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。 ■ 講座を依頼する団体（以下「依頼団体」といいます。）が、商工会、協同組合その他、事業者により構成される団体等であることが必要です。 ■ 受講事業場が、概ね 10 事業場以上であることが必要です。また受講事業場は、愛知県内の事業場を中心としてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。
申込み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 講座は、非営利目的の開催とし、90 分以上の時間を確保してください。 ■ 依頼団体において、受講者を収容できる会場及び、マイク、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の必要機器を手配してください。なお、プロジェクターに接続するノートパソコンは、情報漏洩防止の観点から局又は署の備品を使用します。 ■ 依頼団体において、配布資料を必要部数印刷し、当日、受講者に配布してください。資料原稿は、事前に局又は署から PDF 形式ファイルにより配付します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 配信は YouTube で行います。YouTube を視聴可能な環境をご用意ください。 ● 受講者を一堂に集めて受講させるか、URL を通知の上、分散して受講させるか等を定め、受講のために必要な手配を行ってください。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開催希望日の 1 か月前までに、依頼団体の事務局を管轄する労働基準監督署あて、①申込書、②受講事業場一覧表（予定）を提出してお申込みください。署担当者が詳細を調整します。 ■ 申込書等は、このリーフレットに添付のものまたは、Web で配布しているファイルをご使用ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ受講日を決めた上で、WEB 申込みを行ってください。後日、URL を通知します。 ● URL の通知は、期日を決めて行っているため、申込みから間が開く場合があります。ご了承ください。

- 様式ダウンロード・WEB 申込み等は、愛知労働局ホームページへお問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。



SDGs達成にも繋がる働き方改革 講演会

【2023年度 講演会】

主催 岡崎労働基準監督署西尾支署、西尾市役所 職業安定所、
西尾商工会議所、西尾みなみ商工会議所 西尾労働基準協会

開催日 **2023年7月28日(金) 13:30~15:30**

講師 株式会社ワークバランス 村上健太氏

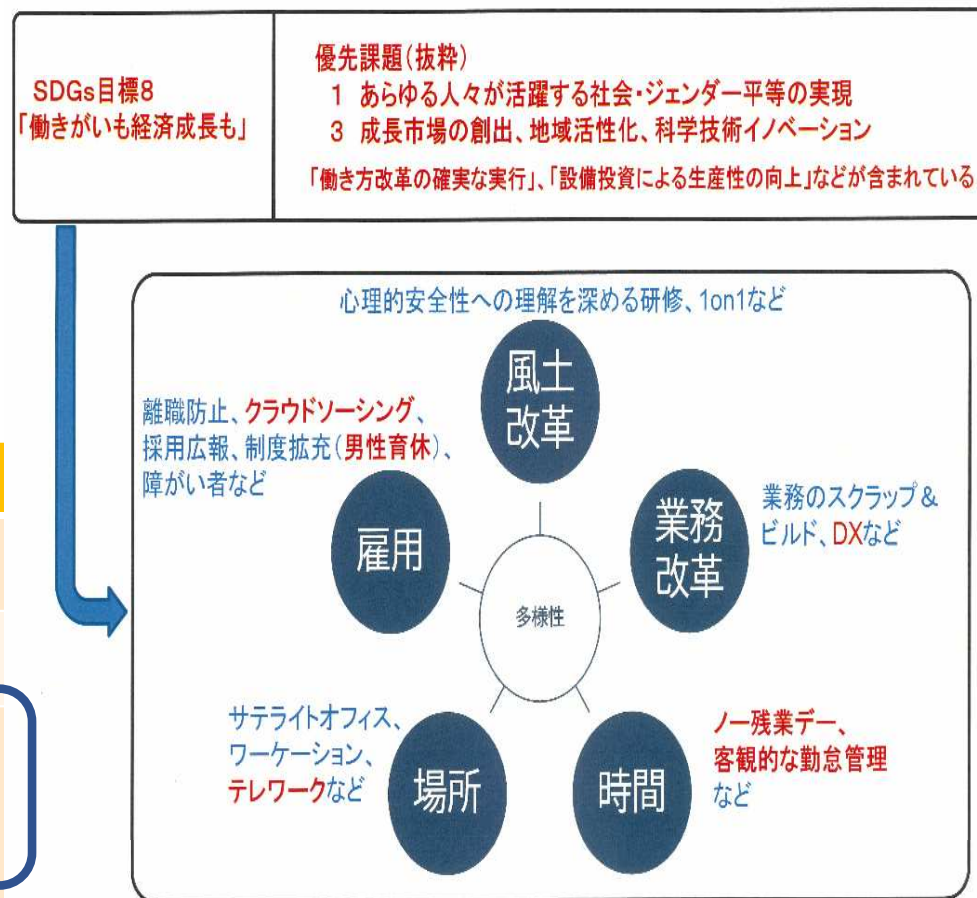
場所 西尾コンベンションホール 募集定員 40名

広告 6月初募集開始 商工会議所：リーフと7月機関紙掲載
労基協会は6月1日協会HP掲載

申し込み 愛知労働局HPから申し込み頂きます

年度	内容	対象	会場	定員
2021	全般 コロナ中止	一般参加	文化会館	100名
2022	全般 コロナ中止	一般参加	文化会館	100名
2023	全般、建設、製造業	一般	コンベンションホール	40名

【ご参考 講演内容の位置づけ *赤部分】



令和5年賃金構造基本統計調査の実施について（お願い）

愛知労働局

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も7月に、「賃金構造基本統計調査」を下記のとおり実施いたします。

この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されております。

調査の対象となられました事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではありますが、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 調査目的

主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としています。

2 調査結果の活用

企業の賃金を決定する際の資料として広く利用されているほか、賃金関係の訴訟等における逸失利益算定の資料にも利用されています。

また、最低賃金の決定や、労災保険給付における休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、行政資料としても必須のものとなっています。

3 調査対象企業

厚生労働省が一定の方法によって抽出した愛知県内の事業所です。

4 調査票等の発送時期

調査対象となった事業所へは、厚生労働本省から調査票等を7月初旬までに順次発送します。

5 提出期日及び提出方法

令和2年から政府統計オンライン調査総合窓口からオンラインで回答できるようになりましたので、是非ご活用ください。

なお、7月31日までに愛知労働局（ただし、一括調査企業の場合は、厚生労働本省）への郵送による提出も可能です。

（政府統計オンライン調査総合窓口）<https://www.e-survey.go.jp>

お問合せ先

愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0258

<令和5年度労働保険年度更新について>

6月から労働保険年度更新の手続きが始まります。

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

申告及び納付は、法定の期限7月10日(月)までをお願いします。

なお、5月中の受付はできません。

年度更新申告書の書き方等については、年度更新申告書計算支援ツール(厚生労働省ホームページに掲載)を活用していただき、厚生労働省動画チャンネル(YouTube)でも案内を行っていることから、積極的に活用いただきますようお願いいたします。また、不明な点につきましては、コールセンター(Tel0120-665-776)、愛知労働局労働保険適用・事務組合課、各労働基準監督署へお問い合わせください。

作成されました申告書は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ご協力いただける範囲で、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送・電子申請等の接触機会を減らす方法での提出をお願い致します。

現在、労働者がいない場合、既に廃業している場合又は納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。

建設工事にかかる労災保険につきまして、金融機関へ提出される場合は、一括有期事業報告書及び総括表は金融機関では受け取ることができませんので、申告書のみ提出いただき、一括有期事業報告書及び総括表は、別途、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ提出してください。

労働保険料口座振替を利用されている場合は金融機関へは提出できませんので、申告書は愛知労働局労働保険適用・事務組合課に提出してください。

申告書のご提出後、記載内容について、厚生労働省が外部委託した民間業者より照会させていただく場合があります。事業者名については、申告書と同封のリーフレットをご覧ください。

【令和4年度確定保険料算定にかかる留意事項について】

令和4年度の雇用保険料率が年度途中(令和4年10月)で変更しているため、一元適用事業(労災保険と雇用保険を一つの労働保険番号で申告する事業)及び二元

適用事業(雇用保険分)について、令和 4 年度確定保険料の算定方法が例年と異なり、前期(令和 4 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日)と後期(令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)に分けて算出する必要があります。これに伴い、年度更新申告書と確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表の様式が、賃金額を前期と後期に分けて集計できるよう変更されています。詳細は、申告書に同封される年度更新申告書の書き方及び各種リーフレット等をご確認ください。

【保険料率、一般拠出金率について】

労災保険料率及び一般拠出金率については、平成 30 年度以降変更ありません。

雇用保険料率については、令和 4 年度分が前記のとおり前期(令和 4 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日)と後期(令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)とで適用される雇用保険料率が異なります。

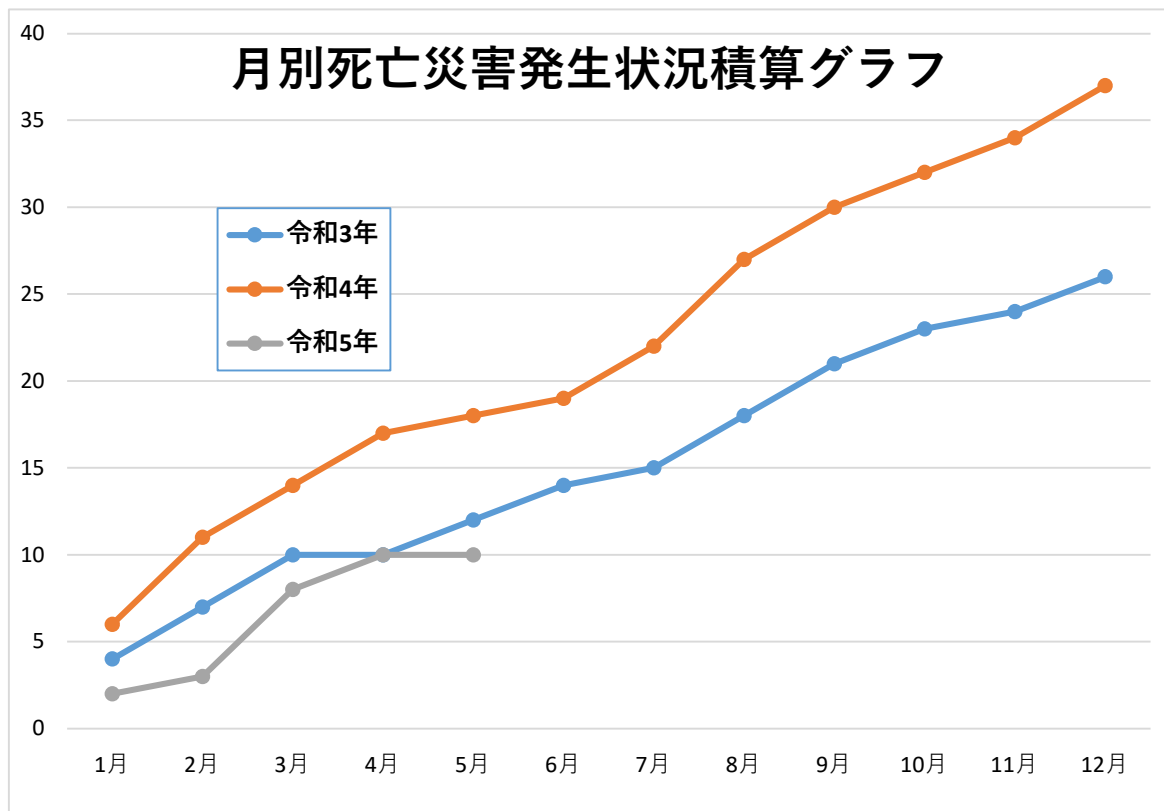
また、令和 5 年度に適用される雇用保険料率が変更となっております。

(詳細は、厚生労働省ホームページ又は申告書に同封の下敷をご参照ください。)

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年5月1日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和5年速報値	令和4年同時期(速報値)	令和4年確定値
製 造 業	製 造 業	3	4	8 (2)
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	2		1 (1)
	金 属 製 品	1	2	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		1	3
	そ の 他			1 (1)
建 設 業	建 設 業	1	6	12
	土 木 工 事 業		2	4
	建 築 工 事 業	1	3	6
	そ の 他		1	2
陸 上 貨 物 運 送 事 業	1	1	4	
商 業	商 業	2 (1)		2 (1)
	卸 売 業			2 (1)
	小 売 業	2 (1)		
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業	2			
上 記 以 外 の 事 業	1 (1)	3 (1)	11 (4)	
合 計		10 (2)	14 (1)	37 (7)



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R5. 3. 31. 2023 ▶ 4:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	新聞配達のため原付バイクに乗り走行中に、信号のない十字路交差点で左方から来た四輪車と出会い頭に衝突し、転倒したもの。
	事業場 規模 9名以下	業種 商業 20代 運転者 経験 3年
R5. 4. 27. 2023 ▶ 5:00	はさまれ・巻き込まれ トラック	被災者はトラックを運転して畜産業を営む取引先の事業場に飼料を運搬し、タンクへ飼料を投入する作業を行っていたが、5時40分頃、トラックに轢かれた状態で発見された。
	事業場 規模 10～29名	業種 道路貨物運送業 0代 トラック運転者 経験 年

令和5年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和5年4月末現在

業 種	年 別	令和5年		令和4年		増 減	
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		12		16		-4	-25.0%
食 料 品 製 造 業		3		5		-2	-40.0%
織 維 工 業						0	—
鉄 鋼 業		3		4		-1	-25.0%
金 属 製 品		1				+1	—
一 般 機 械 器 具		3		1		+2	+200.0%
輸 送 機 械 製 造		1		1		0	0.0%
上 記 以 外 の 製 造 業		1		5		-4	-80.0%
建 設 業		3		2		+1	+50.0%
土 木 工 事 業				1		-1	-100.0%
建 築 工 事 業		2		1		+1	+100.0%
そ の 他 の 建 設 業		1				+1	—
陸 上 貨 物 運 送 事 業		4		3		+1	+33.3%
小 売 業		10		2		+8	+400.0%
新 聞 販 売		1				+1	—
そ の 他 の 小 売 業		9		2		+7	+350.0%
通 信 業						0	—
社 会 福 祉 施 設		4		2		+2	+100.0%
飲 食 店				1		-1	-100.0%
清 掃 ・ と 畜 業		2		3		-1	-33.3%
上 記 以 外 の 事 業		6		7		-1	-14.3%
合 計		41	0	36	0	+5	+13.9%

※ 死亡者数は内数